

年金生活者支援給付金制度についてのお知らせ

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

受け取りには請求書の提出が必要となり、ご案内や事務手続きは日本年金機構（年金事務所）が実施します。

■対象となる方

○老齢基礎年金を受給している方（以下の要件をすべて満たしている必要があります）

- ・65歳以上
- ・世帯員全員の市町村民税が非課税
- ・年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下

○障害基礎年金・遺族基礎年金を受給している方

- ・前年の所得額が約472万円以下

■請求手続き

○新たに年金生活者支援給付金をお受け取りいただける方

お受け取りの対象となる方には、日本年金機構から8月下旬頃から請求可能である旨のお知らせを送付します。同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に記入し提出してください。

※令和4年1月4日までに請求手続きが完了した方は、令和3年10月分からさかのぼって受け取ることができます

○年金を受給し始める方

年金の請求手続きと併せて、年金事務所または役場住民生活課の窓口で請求手続きをしてください。

■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話や案内にご注意ください

日本年金機構や厚生労働省から、電話で家族構成や金融機関の口座番号・暗証番号をお聞きしたり、手数料などの金銭を求めるとはありません。

年金生活者支援給付金のご請求でお困りの場合は、下記にお電話ください

『給付金専用ダイヤル』：0570-05-4092

お問い合わせ先：稚内年金事務所 電話 0162-32-1941

住民生活課 住民グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812



第5回幌延町議会（臨時会）は7月19日に開会され、議案3件を原案どおり可決し、同日閉会しました。議決された案件は次のとおりです。

▼議案第1号

財産の取得について（マルチスライスコット装置購入）

財産の取得について、3643万2千円で株式会社常光 旭川支店からマルチスライスコット装置一式を購入するものです

▼議案第2号

財産の取得について（天井走行式X線一般撮影装置購入）

財産の取得について、2057万円で株式会社常光 旭川支店から天井走行

式X線一般撮影装置一式を購入するものです。

▼議案第3号

令和3年度幌延町一般会計補正予算

補正の内容は、歳出の橋梁長寿命化改修事業9800万円の新規計上などです。

令和3年度 補正予算額

(単位：千円)

会計名	補正前	補正額	補正後
一般会計	4,526,888	20,804	4,547,692